

ID: 3003

担当部署: 企画課

処分の概要	定款の変更の認証(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)		
法令名 根拠条項	特定非営利活動促進法 第25条第3項		
法令番号	平成10年法律第7号		
【基準】			
法第25条第3項の規定による。 (定款の変更)			
第25条			
3 定款の変更(第11条第1項第1号から第3号まで、第4号(所轄庁の変更を伴うものに限る。)、第5号、第6号(役員の数に係るものを除く。)、第7号、第11号、第12号(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。))又は第13号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。))は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日